No. 75
昭和42年8月10日

広報しらね

発行／白根市役所
編集／企画審議室

人口のうごき

(8月1日現在)		(7月中)	
人口	33,928	出生	46
男	16,291	死亡	27
女	17,637	転入	63
世帯	6,374	転出	57

一千十八万の黒字
健全財政を維持

昭和四十一年度の白根市一般会計決算見込みがこのほどまとまり、公表されましたので、そのあらましをお知らせいたします。市の財政は直接市民の皆さんと深いつながりをもっており、くわしくお知らせしなければならないところですが、スペースが限定されているためその概要しか掲載することができません。充分ご検討のうえ、今後とも市政の運営に一段のご協力をお願いいたします。【カット写真は、四十一年度に建設された根岸児童館】

一般会計

まず、総体的にみた場合の決算見込み額は、歳入の六億四千八百六十八万円に対して歳出は六億三千八百五十万円で、差し引き一千十八万円の黒字となり四十二年度へ繰り越しました。これは四十年度から四十一年度への繰り越し額九百九十九万円を十九万円も上回り、赤字決算をしている市町村の多い中で、健全財政を保持でき得たことは皆さんのご協力と、国や県の大きな援助によるものと深く感謝いたします。

つぎに歳出を性質別にみた場合、全国的な傾向ながら人件費が三十三・五%二億一千三百八十八万円とトップ、つづいて建設費の十八・一%一億一千五百七十四万円物件費の十三・八%八千八百三十二万円などの順となっています。

四十年度決算でトップだった建設費は、災害復旧事業が完了したため、支出も約一億円の減となり二位に、また、二位だった人件費が今回は最高に支出されていることは、地方自治体の仕事が年々複雑化してきていることと、福祉行政の拡充による職員増などの影響によるものとみられています。

それではこれらに要する財源はどのようになっているのか、歳入についてお知らせいたします。歳入総額六億四千八百六十八万円の中で、地方税が二十六・七%をしめる一億七千三百十二万円でいちばん大きな財源となっています。若干少なく地方交付税の二十六%一億六千九百万円、地方譲十四・六%九千四百九十万円、国庫支出金十三・四%八千六百六十五万円などとなっており、皆さんから納めていただく地方税の負担額を人口一人当りで割ってみると五千百八円となり、一世帯では三万六千七百十一円となっています。

また、歳出を同じく一人当りで割ってみると一万八千八百四十二円、一世帯当りでは十万五百五十一円となり、それぞれ歳出は税収の約三倍となっています。これは市町で行なっている仕事には国県支出金や地方交付税が大きく影響していることを良く物語っているものといえるでしょう。

大郷に共同選果場が完成
——工費五百六十万円で——

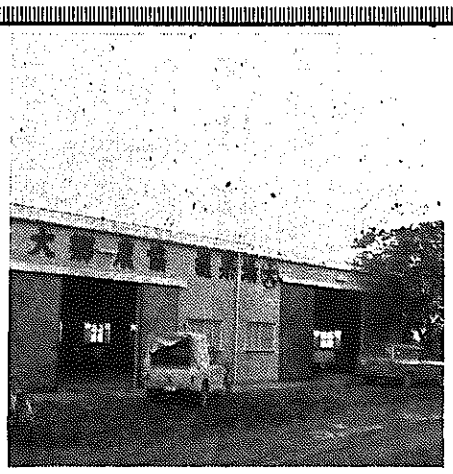

大郷橋のたもとに「青果物の共同選果場」=写真=が完成しました。

これは農村近代化事業のひとつとして、大郷農協が五月上旬から建築に着手していたもので、県費百九十七万円と市費二十八万円の補助をうけ総工費五百六十五万円でこの建物は鉄骨構造平家建百九十四平方㍍のりっぱなもので、中には六月号で紹介した重量選果機が備えつけられており、これから出荷の最盛期をむかえる梨の選果にあたるわけです。

このように大規模な共選共販体制を確立させることにより、品質の統一を図り、出荷の調整をとりながら、ますます激しくなる市場競争を優位にみちびいてゆくことができるものと大いに期待が寄せられています。

七月二十日完成したものです

旅館 菓子店 優良施設がふえる
食品関係の店をいっせい指導

七月五日（水）保健所の五人の食品衛生監視員と市内の同指導員二十五人で「食中毒防止のいっせい指導会」が行なわれました。

これは、市内にある食品関係の店や食堂を直接見まわりこれから発生する可能性のある食中毒を防止しようと行なわれたものです。

この日見まわりのために出席した監視員や指導員三十人を用水路の西側の①仙奄小路、②中央通り、③市役所から産業厚生会館まで、④産業厚生会館から北、の四つと⑤用水路から東側の全部、の五班に分け、午前九時三十分指導に出発しました。

このいっせい指導が終わったあと反省会を開いた結果、つぎのような指導か所と注意事項がありました。④営業許可証を店内にはっていないところがあった㋑冷蔵庫に温度計の設置がなく、適温に保つなど正しい使い方がされていなかった㋒流しと手洗い場が一緒のところがあった㋓飲食店で食器類の保存方法にもう少しくふうが必要だ㋔牛乳や氷水を無許可で販売しているのが目立った㋕マナイタの同じ場所ばかり使っているので、そこだけ減り腸炎ビグリオ発生の危険性がある。

反省会で話し合う指導員たち

このほかに④最近旅館や菓子店の店舗は良くなり優良施設が増えてきた㋖豆腐店の中で貯留槽に殺菌消毒灯を取り付けた衛生的な店があった。

夏は交通事故がふえる季節です

交通事故の発生は年々増加し、しかも死亡事故が多発していることは、大きな社会問題とされています。

特に毎年八月にはいると事故は急激に増加し、月平均の約三十㌫くらい増加します。

これは旧盆の帰省とか、海水浴などのレジャー関係の車による交通量の増加と、暑さによる注意力の低下が大きな原因になっているものとみられています。一人一人の注意により、交通事故をなくしましょう。

納税貯蓄組合に加入してください

納税貯蓄組合に加入しよう

皆さんが税を納期ごとに、しかも計画的に納税するため、便利な納税貯蓄組合に加入してください。

臨宅徴収から自主納税に

市税の滞納がありますと、これまでは集金に伺っておりましたが、昨年から自主納税を促進するため、臨宅徴収は原則としてやらないことにいたしました。正当な理由がなく滞納される場合は、やむを得ず差し押えなどの滞納処分を行なうことになりますので、納期限納税にご協力ください。納期後は、督促、催告、集合徴収（名駐在室で）などを通知する予定であります。直ちに納入できない事情がありましたら気軽に税務課にご相談ください。

納付書を紛失しないよう

市県民税の納付書は、一期から四期までをとりまとめて配布いたしました。二期（八月）三期（十月）四期（一月）のそれぞれの納期には配布済の納付書で納入していただくことになりますので、紛失しないように保管しておいてください。納期限前の二期以降の分でも一括して納入することができます。この場合、前納報償金（納期前の月数の百分の一）を支払います。

また、納付書を紛失したかたは税務課に再交付を申し出てください。（電話でも結構です）

選挙人名簿の登録申し出は九月一日までです

九月は永久選挙人名簿に追加登録をする月です。まだ本市の選挙人名簿に登録されていない有権者のかたは、選挙管理委員会へ登録の申しいでをしてください。九月一日までに登録の申しいでをされると、同委員会では登録資格の決定などの手続きを経て、九月三十日に登録します。ただし、登録の申しいでがあっても、他市町村へ転出されたかたは登録を取り消されることもあります。また、本市の居住期間が三カ月に達しないかたは、次回（来年三月）まで登録が見送られます。

■登録申しでのできるかた

1.日本国民で本市に住所を有し、年齢満二十歳に達したかた。

2.年齢満二十歳以上で本市に住居するようになったかた。他市町村から本市に転入して、登録の申し出でをされるかたは、前住所地から「選挙人名簿登録証明書」または「同未登録証明書」をもらって申しでをしてください。

なお、わかりにくい点や、疑問の点は選挙管理委員会＝電話七二―二一一一＝へお問い合わせください。

木村味方村長を議長に

第十回白根市外四カ町村清掃組合議会は、去る七月二十二日午前九時半から白根市議会議場に招集されました。

この日の議会は四月の統一地方選挙で各市町村の議会議員が改選されそこから選出された組合議会議員の顔ぶれも一変したため、議長、副議長、監査委員などを改選し、議席をきめたあと議事にはいり、規約の変更や補正予算等を審議し、これを満場一致可決して正午散会しました。

まず議長には味方村長の木村晋氏、副議長には小須戸町議選出の高野良雄氏を選挙し、続いて監査委員には知識経験者として、月潟村の佐藤徳松氏と、議会選出委員として白根市議選出の川田福治氏の選任に満場一致で同意したあと、規約の一部改正を可決しました。

また、補正予算（第一号）は、歳入歳出それぞれ二十五万円を追加して、予算の総額は二千四百二十一万円となりました。この補正予算は、分担金の減額百万円に対して、前年度繰り越し金が百二十五万円で差し引き二十五万円の歳入増に対して、し尿処理場の築炉などの修繕費二十五万円を支出しようというものです。

改選された新しい議員の顔ぶれはつぎのとおりです。

氏名	出身
関寅吉	中之口村議
本間国之輔	月潟村長
梅津実	小須戸町議
田辺惣太郎	白根市議
海津平一郎	小須戸町議
石附正平	白根市議
川田福治	白根市議
吉原ミサホ	白根市議
五十嵐重雄	小須戸町長
木村晋	味方村長
高野良雄	小須戸町議
大矢藤平	白根市議
竹石忠次	白根市議
土田一章	味方村議
小林堅太郎	白根市議
小林農平	白根市議
斉藤卯一郎	月潟村議
狩谷松雄	白根市議
狩谷藤次郎	白根市議
酒井正五	中之口村長

常設人権相談所のご案内

警察官や、公務員から不当な強制をうけた、公害で生活が脅かされている、生まれがいやしいと他人から差別された、などの人権を侵害されたときや、法律扶助を受けたいときは、人権擁護委員か法務局に相談しましょう。いつでも無料で、しかも秘密厳守で相談に応じ、適切な手段を講じてくれます。

また、土地、建物をめぐる紛争、交通事故や暴力などによって受けた損害賠償に関する紛争について、裁判によって解決しようにも金がなくてできない人のために、それらの費用を立て替える「法律扶助協会」が県弁護士会の中にあります。利用したいかたは協会か、人権擁護委員または法務局に相談してください。

市の人権擁護委員は、五六ノ町の川瀬平一郎さんと七軒の堤正男さん、それに上塩俣の横山契さんです。